

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の主な改定内容

新宿区は、平成20年1月に策定した「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」について、平成29年度までの10年間の計画期間の中間年度にあたり、当初の計画の達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえ、下記の8点を主な重点項目とし、当初計画を改定しました。

記

1 自転車の利用ルール・マナー【本文：10、11ページ】

(1) 「自転車安全利用五則」の遵守を明記

本文10ページ(2-3-(2)-②)に、以下のとおり自転車安全五則を追加しました。

自転車安全利用五則

(平成19年7月：内閣府中央交通安全対策会議の交通対策本部が、自転車の安全利用の促進を目的として設定した自転車通行ルール)

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

(2) 交通事故の再現体験型方式による交通安全教室等、多様な啓発活動の推進

本文11ページ(2-3-(2))に、「⑩スタントマンによる交通事故再現の体験型(スケアード・ストレイト)交通安全教室」を新たな交通安全の啓発活動として追加しました。

2 自転車等駐輪場の整備と附置義務【本文：12、14、15ページ】

(1) 民間活用による自転車等駐輪場の整備手法の推進

本文12ページ(2-4-(1)-①)に、「また、区と協定を締結した民間事業者が、駐輪場の整備から日常の維持管理・運営までを一括して行う事業手法により、自転車等駐輪場の整備を推進していきます。」の一文を追加しました。

(2) 地域特性に応じた自転車等駐輪場の附置義務の運用の検討

本文14ページ(2-4-(1)-④)に、「地域特性に応じた自転車等駐輪場の附置義務の運用を検討」することを追加しました。また、本文15ページ(2-4-(1)-④-イ)に「駅周辺の商業地域では、駐輪場の利用実態や地域特性を勘案し、附置義務駐輪場の共同化などの弾力的な運用を検討する。」ことを追加しました。

3 自転車等駐輪場の利用料金【本文：15ページ】

(1) 施設の形態(有人管理、屋根付、ラック式等)や、利用率、民間事業者の料金設定を勘案した利用料金の設定の検討

本文15ページ(2-4-(1)-⑥)において、屋根やラック、管理人常駐の有無等の施設内容や利用率に加え、近年、増加傾向にある民間自転車駐輪場の動向等を勘案して自転車駐輪場の利用料金の設定を検討する旨を明記しました。

4 自転車等駐輪場の一時利用（1日利用・時間利用）【本文：12、16ページ】

(1) 一時利用の要望増加に伴う駐輪場の利用割合（定期利用・一時利用）

本文12ページ（2-4-(1)-②）に、「一時利用を増やす方向で、駅ごとに定期利用、一時利用（1日利用・時間利用）の内訳を定めていきます。」の一文を追加しました。

(2) 新たな一時利用駐輪場の整備拡充の推進

本文16ページ（2-4-(1)-⑦）に、自転車利用者の増加やライフスタイルの変化に伴い、一時利用の要望が高まっているため、1日利用や時間利用のできる駐輪場をより一層増やしていく旨を明記しました。

5 自転車走行環境の整備【本文：16ページ】

(1) 自転車を安心して利用できる自転車の走行空間を整備し、安全な走行空間のネットワークを拡充

本文16ページ（2-4-(2)）において、計画の達成状況を踏まえ、今後は「道路や交通の状況に応じて自転車の走行空間を整備し、安全な走行空間のネットワークを拡充する」こととしました。

また、道路交通法による自転車の通行ルールを明記するとともに、区内の山手通りや靖国通りの一部における自転車走行空間の整備について、進捗状況に合わせて文言を整理しました。

さらに、ライフスタイルの変化等に伴い自転車利用者が増加していることを踏まえ、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる道路環境を整備するため、国や都の動向を踏まえつつ、自転車走行空間のネットワーク化を図っていく旨を明記しました。

6 自動二輪車対策【本文：17ページ】

(1) 民間事業者と連携した自動二輪車駐車場の整備拡充

本文17ページ（2-4-(3)）に、自動二輪車等駐車場の整備拡充を図るうえで、「民間駐車場事業者との連携を強化」することを追加しました。また、「③民間活用による自動二輪車駐車場の整備を推進する。」ことを追加しました。

7 放置自転車の整理・撤去【本文：17ページ】

(1) 放置禁止区域外（住宅地等）における、町会、地区協議会等の地域団体と連携した放置禁止活動の推進と放置自転車等の整理・撤去

本文17ページ（2-5-(2)）に、住宅街等での放置自転車も新たな課題となっていることから、放置禁止区域外においても区各町会や地区協議会等との情報交換を行い、地域との合同による普及啓発活動を実施するとともに、放置自転車等の撤去を含めた放置対策を検討していく旨を明記しました。

8 放置自転車の保管・処分【本文：18ページ】

(1) 保管場所の再編整備による保管台数の増設や、保管期間の短縮と、返還手数料の設定の検討

本文18ページ（2-5-(3)）に、「保管場所の再編整備による保管台数の増設」について検討することを追加しました。

また、引き取り手のない自転車について、処分等に要する費用の削減や資源の有効活用の視点から、公売による売却についても検討していく旨を明記しました。

さらに、「撤去・保管のコストに見合った返還手数料の料金設定について検討します。」の一文を追加しました。

*その他、当初計画全体を通して統計情報、文言等を精査のうえ、整理しました。